

令和 8 年度（総物）第 7 号
多賀町総合防災ハザードマップ作成業務委託

仕 様 書

多賀町 総務課

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、多賀町（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度（総物）第7号 多賀町総合防災ハザードマップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用し、本業務で履行しなければならない事項について定めたものである。

第2条（目的）

本業務は、水防法の改正に伴い、滋賀県内の浸水リスクが見直されたことや、近年の全国各地の風水害時等における逃げ遅れの発生等の課題を踏まえ、住民が日常から避難行動を考え、備えること、あるいは有事の際に適切な行動を迅速に起こせるよう、想定される各種ハザード情報（河川洪水・内水氾濫・土砂災害・地震）を記載したハザードマップを作成することで、住民の自助・共助意識を高め、災害時の被害軽減に資することを目的とする。

第3条（履行場所）

本業務の業務場所（履行場所）は、多賀町全域とする。

第4条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）
- (4) 河川法（昭和39年7月10日 法律第167号）
- (5) 測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成12年5月8日 法律第57号）
- (7) 多賀町地域防災計画（令和7年3月）
- (8) 多賀町総合防災ハザードマップ（令和4年3月）
- (9) 滋賀県地域防災計画（令和8年1月修正）
- (10) 滋賀県水防計画（令和7年度版）
- (11) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月）
- (12) 水害ハザードマップ作成チェックシート
- (13) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月）
- (14) 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月）
- (15) 災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月）
- (16) 多賀町財務規則
- (17) 多賀町個人情報保護条例
- (18) その他本業務に係る法令および通達等

第5条（提出書類）

本業務について受託者は、速やかに発注者へ次の書面を提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 着手時
 - ①業務計画書

- ②業務工程表
- ③着手届
- ④主任技術者選任届
- ⑤経歴書（同種の業務経歴、資格および雇用関係を証明する書類を添付）
- ⑥第8条に定める登録証の写し
- ⑦①から⑥の他監督職員が求めた書面
- (2) 完了時
 - ①業務完了届
 - ②目的物引渡書（完了検査後）
 - ③請求書（完了検査後）

第6条（作業の内容）

本業務の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 資料収集整理 | 1 式 |
| (3) マップ作成方針検討 | 1 式 |
| (4) 防災関連情報の整備 | 1 式 |
| (5) マップ原案作成 | 1 式 |
| (6) 啓発用リーフレット作成 | 1 式 |
| (7) 電子ブック作成 | 1 式 |
| (8) 地図閲覧アプリ対応 | 1 式 |
| (9) 報告書作成 | 1 式 |
| (10) 打合せ協議 | 1 式 |

第7条（配置技術者）

本業務に配置する主任技術者は、受注者と直接雇用関係にある者であり、過去5年以内（令和3年度以降）に地方自治体が発注した同種業務（ハザードマップ作成業務およびこれに類する業務）の実務実績を有していること。

第8条（品質管理と情報保護対策）

1. 本業務の実施にあたり、必要となる資料および情報等は発注者が受注者に貸与することとし、受注者は、貸与された資料および情報等を適正に管理の上、本業務完了後速やかに返却しなければならない。
2. 受注者は、本業務の実施にあたっては、次のいずれかの認証取得を要し、認証を証明する各登録書の写しを発注者に提出するものとする。
 - (1) ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - (2) プライバシーマーク

第9条（企業の実績）

受注者は、過去5年以内（令和3年度以降）に地方自治体が発注した同種業務（ハザードマップ作成業務およびこれに類する業務）を元請として受注した実績を有する者であること。

第10条（費用負担）

本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、受注者の負担と

する。

第 11 条（損害の賠償）

受注者が発注者および第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況および内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。

第 12 条（作業状況の報告）

発注者は、必要に応じて受注者に作業の各工程の進行状況について報告させることができる。

なお、受注者は、発注者から作業の各工程の進行状況について報告を請求された場合、速やかに報告しなければならないものとする。

第 13 条（検査）

受託者は、原則として各工程終了時に、監督職員に報告するものとし、監督職員より検査を求められた場合は、速やかに成果の提出を行うものとする。

また、完了検査および目的物の引渡しについては、履行期間内に受検の上、発注者に引き渡しを行うこと。

第 14 条（疑義）

本仕様書に定めのない事項もしくは内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

第 15 条（工期）

本業務の履行期間は、令和 9 年 2 月 24 日までとする。

第2章 業務内容

第16条（計画準備）

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料および機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画、技術的方针および作業工程を検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第17条（資料収集整理）

本業務の遂行にあたり、必要と考えられる次の資料をはじめとした各種資料を収集整理すること。なお、本業務で収集した資料のうち地図の主題情報については、庁内外への情報公開を考慮し、**SHAPE**形式にて作成するものとする。

<収集する資料>

No	資料名	収集先
1	水防法に基づく洪水浸水想定区域図	滋賀県
2	地先の安全度マップ	滋賀県
3	土砂災害警戒区域図	滋賀県
4	避難所および防災関連施設等に関する資料	多賀町
5	要配慮者利用施設	多賀町
6	都市計画基本図	多賀町
7	航空写真	多賀町
8	その他必要な資料	適宜

第18条（マップ作成方針検討）

収集整理した資料をもとに、作成方針として、次の内容を検討すること。

なお、ハザードマップは今後の増刷を考慮し、複製等利用の権利費用が無償かつ受託者への申請不要なものとし、受託者の許可なく増刷できるものとする。

(1) 記載情報、記載項目等の検討

住民が視認しやすく、理解しやすいハザードマップとするため水害ハザードマップ作成の手引きや水害ハザードマップ作成チェックシートに準拠しつつ、レイアウト、フォント、色彩、全体デザイン等を検討すること。

(2) 作成形態の検討

- ①本業務にて作成する多賀町総合防災ハザードマップは、以下の二種類とする。（ただし、【冊子タイプ】は本業務において、印刷を行わない。）

【冊子タイプ】

規格：A4版冊子56頁程度（表紙含む）

用紙：表紙表4＝マットコート紙A判86.5kg／本文＝マットコート紙A判57.5kg

製本：中綴じ56頁

色数：フルカラー4色

【A1ポスタータイプ】（町内自治会掲示板での掲載等を想定）

規格：A1判

用紙：マットコート紙A判 86.5 kg

部数：200 部（町域全図…100 部、拡大図 3 種…100 部）

色数：オフセット印刷 片面 4 色

納品先：多賀町役場 総務課

備考：水害および土砂災害にかかるハザードマップとし、住民等にとって視認しやすい縮尺であること。よって、200 部の内訳として、町全域図 100 部に加え、3 種程度の拡大図 100 部を作成するものと見込むこと。（町全域から地域ごとに切り出し、拡大するもの。）ただし、3 種の各印刷部数内訳は、監督職員との協議により決定する。

町全域図の縮尺は概ね 1/35,000、拡大図の縮尺は概ね 1/10,000 とする。掲載する情報は、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所、福祉避難所等とする。なお、掲載情報量を考慮し、地図の視認性を損なわないよう、縮尺や、注記、地図表現について適宜調整を行うこと。

用紙：ポスターペーパー/厚み 200 μ m 相当

加工：用紙に出力後、ラミネート加工を施すこと

部数：合計 6 部（拡大図 3 種につき各 2 部作成すること）

印刷：カラー印刷

納品先：多賀町役場 総務課

備考：作成したポスターの地図データを活用し、災害発生時に情報を書き込み・消去しながら使用できるホワイトボードラミネート加工地図を作成すること。ホワイトボードラミネート加工地図は、水性ペンによる書き込みおよび消去が可能な仕様とし、保管や持ち運びが容易となるよう、丸めて収納できるものとする。

第 19 条（防災関連情報の整備）

作業の効率化および今後の利活用のために、第17条（資料収集整理）にて収集した資料を基に、防災関連情報の整理・電子化を行うものとする。

また、電子化する情報は背景図をベースに、GIS用データ（SHAPE形式）として整備するものとし、洪水浸水想定区域図および土砂災害（特別）警戒区域等、各種災害情報は原典資料と目視比較し、間違いのないものを掲載するものとする。関連する属性データについては本業務のハザードマップ作成時に取得する情報を可能な限り整備するものとする。

防災関連情報の項目と内容

分類	整理項目	内容
背景図	背景図	SHAPE形式
	写真地図データ	航空写真
基礎情報	町界、町丁目界、小学校界	区域、区域名、人数
	地区界	地区、地区名、人数
施設情報	指定避難所	位置、名称、住所、電話番号、面積、構造、収納能力

分類	整理項目	内容
	指定緊急避難場所	位置、名称、住所、電話番号、面積、構造、収納能力
	避難路	位置
	公共施設	位置、名称、住所、電話番号
	医療機関	位置、名称、住所、電話番号
	水位・雨量観測所	位置、名称、住所
	排水機場	位置、名称、住所
	警察関係施設	位置、名称、住所、電話番号
	消防関係施設	位置、名称、住所、電話番号
災害情報	洪水浸水想定区域	浸水深
	浸水継続時間	継続時間
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	該当区域
	土砂災害（特別）警戒区域	該当区域
	震度分布	震度階級
	液状化危険度	PL値区分

第 20 条（ハザードマップの内容）

背景地図（基図）の作成

- (1)最新の国土地理院刊行の数値データ「国土基本情報（GML 形式もしくは SHAPE 形式）」、「基盤地図情報（GML 形式）」を GIS ソフトで展開し情報の取捨選択を行った上で、必要な情報を抽出し作成すること。主要な地形・地物の経年変化については、町が貸与する資料を基に適宜修正を加える。また、基図上の行政界・字界・町丁界・鉄道・道路・河川・公園等のうち、彩色によって明示が必要なものについては編集を行う。
- (2)国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法 30 条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。
- (3)道路形状を表示したものを作成し使用すること。
- (4)各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置、表示する地物および掲載する内容については、発注者より貸与する資料を用い、下表の内容を勘案するほかハザードマップ作成の手引きに準拠した上で、発注者と協議の上決定するものとする。
- (5)作成にあたり GIS データを扱う業務であること、かつ、地図の測量精度を保つため、自社の GIS 上級技術者もしくは GIS 1 級技術者が地図データの精度管理（位置情報精度も含む）を行うこと。

ハザードマップ掲載内容

分類	整理項目	内容
背景図	地形図上に、町界、地区界、地区名、鉄道、主要道路等を強調して表示	
基礎図	指定避難所、指定緊急避難場所	位置、名称
	緊急輸送路	位置、名称
	公共施設	位置、名称

分類	整理項目	内容
	教育施設	位置、名称
	警察関係施設	位置、名称
	消防関係施設	位置、名称
	救急告示医療機関	位置、名称
	要配慮者利用施設	位置、名称
	水防倉庫	位置、名称
	備蓄倉庫	位置、名称
	消防団器具庫	位置、名称
	重要ため池	位置、名称
	ヘリコプター発着場	位置、名称
	水位・雨量観測所	位置、名称
	排水機場	位置、名称
災害情報	洪水浸水想定区域	想定最大規模浸水深
	浸水継続時間	小図で掲載（ある場合のみ）
	早期避難が必要な区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）
	土砂災害（特別）警戒区域	該当区域
	震度分布	震度階級
	液状化危険度	PL値区分
啓発情報	マップについて	マップの見方および解説
	避難の心得	水平避難と垂直避難
	情報の伝達方法	避難情報の伝達方法
	避難情報等	避難情報の種類ととるべき行動
	避難する必要性と避難先の判断	避難判断フロー
	情報の入手方法	インターネット等からの情報入手先
	地震に備えて	屋内の地震対策
その他	避難所、避難場所一覧	名称、住所、電話番号等
	緊急連絡先	町役場（支所）、警察、消防、病院等
	応急対応	AED、応急手当等
	ペット防災	ペットに関する防災関連情報
	安否情報の確認方法	災害用伝言ダイヤル等
	非常持ち出し品	非常持ち出し品リスト
	わが家の防災メモ	避難先、家族の氏名、連絡先等を記入できる表を用意
	マイ・タイムライン	時系列に沿った個人避難行動計画の記入欄
	作成主体	作成年月、担当部署、所在地、電話

※上記のほか、ハザードマップ作成の手引き等に準拠の上、最新の知見に基づき、必要に応じて新たな内容を検討すること。

第21条（マップ原案作成）

ハザードマップの原案は、上記までの検討内容に基づき、印刷用のデータとしてイラストレータおよびPDF形式で作成し、庁内外への情報公開を考慮し、SHAPE形式でも作成するものとする。なお、これらはメディアユニバーサルデザインの考えにより配色や文字の大きさ

等につき、十分な検討を行うこと。また、カラーユニバーサルデザインの観点から、色覚シミュレーション「P型（1型）やD型（2型）」などの色覚特性に合わせて、画面上の色がどう見えているかの検証も行った上で色の配色の検討を行うこと。また配色だけではなく、文字フォントや級数、レイアウトにおいても、メディアユニバーサルデザインによる、誰にでもわかりやすい紙面構成となるよう検証を行い、作成すること。

(1) マップ概要

掲載情報	掲載概要	ページ数
水害・土砂災害 ハザードマップ (想定最大規模)	提供する<u>中小河川を含めた洪水浸水想定区域図</u>※および土砂災害警戒区域図を重ねあわせて作成するものとし、地区単位はマップの大きさや縮尺により検討する。 掲載する情報については、別紙に示す内容を基本とし、協議の上決定する。 ※下記4つの最大浸水深を重ねあわせたもの 1) 既往の洪水浸水想定区域図 2) 中小河川の洪水浸水想定区域図 3) ダム下流洪水浸水想定区域図 4) 地先の安全度マップ（200年確率降雨）	26 ページ
地震ハザードマップ	南海トラフ巨大地震および鈴鹿西縁断層帯地震について震度分布・建物倒壊危険度・液状化危険度等の掲載をするものとし、掲載する情報については、協議の上決定する。	4 ページ

(2) 防災啓発情報等

洪水や内水の氾濫形態の違いを踏まえた、住民がとるべき行動のあり方について検討を行うものとし、町がマップを通じて、住民等にどのような情報を伝える必要があるのかについて検討を行うものとする。特に、近年における大水害（平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等）については、住民の避難、情報提供等の課題を整理するとともに、わかりやすくとりまとめ、啓発面に反映する。

第22条（啓発用リーフレット作成）

多賀町総合防災マップの記載内容のうち、外出時に被災した際に知っておきたい情報（連絡先や避難場所・集合場所、情報収集先、マイ・タイムライン等）を整理した啓発用リーフレット（A3判両面）を作成する。なお、印刷は行わず、ホームページで公開し、利用者が各自で印刷することを想定する。

第23条（電子ブック作成）

本業務で作成するハザードマップのPDFデータをもとに、電子ブックを作成するものとする。

- (1) 電子ブックは、パソコンやスマートフォン、タブレットなど、多様なデバイスで閲覧できることを基本とする。
- (2) 電子ブックは、クラウドサーカス社 ActiBook と同等の機能を有するものを基本とし、

- 町が採用する電子ブックのソフトウェアは協議の上、決定するものとする。
- (3) 電子ブックは閲覧に関してライセンス費用が生じることがないものとする。
 - (4) 電子ブックの運用は、原則として発注者が保有するサーバに電子ブックファイルをアップロードして住民向けの運用をするものとするが、詳細については、協議の上、決定するものとする。
 - (5) 電子ブック中のリンク数は、60 箇所分を見込むこと。

第 24 条（地図閲覧アプリ対応）

本業務で作成した地図データについては、スマートフォンやタブレットで閲覧できるよう、位置情報を付与し、地図閲覧アプリにて公開をすること。その際にオフラインで地図を閲覧できる機能、地図上に GPS による現在地表示ができる機能、任意の位置に PIN を立て、情報を記録することができる機能を必須要件とする。対象とするデバイスは iPad、iPhone（iOS16.0 以上）、Android デバイス（Android10 以上）とする。

第 25 条（報告書作成）

本業務における成果・資料・提案内容、協議内容等を整理し、経過がわかるようにまとめた業務報告書を作成するものとする。

第 26 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の計 3 回行うことを原則とし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また業務の進捗に併せて、適宜打合せを行うこととする。なお、打合せ協議の内容については、受託者が記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第 3 章 成果品

第 27 条（成果品）

本業務の成果品は次の通りとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務報告書 | 1 式 |
| (2) 多賀町総合防災ハザードマップ（AI 形式*/PDF 形式） | 1 式 |
| (3) 多賀町総合防災ハザードマップポスター版（AI 形式*/PDF 形式） | 1 式 |
| (4) 多賀町総合防災ハザードマップポスター版
ポスター版（A 1 判）：200 部 ホワイトボード加工地図（A 1 判）：6 部 | |
| (5) 多賀町総合防災ハザードマップ（PDF 形式/電子ブック形式） | 1 式 |
| (6) 啓発用リーフレット（AI 形式/PDF 形式） | 1 式 |
| (7) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (8) その他必要となる資料 | 1 式 |

*AI データは、今後の更新を見据え、テキストが編集可能な状態のものと、文字化け等がしないようアウトライン化したものの 2 種類を納品すること。